

参考資料

災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書

奈良第一食糧株式会社

奈良県（以下「甲」という。）と 近畿食糧株式会社（以下「乙」という。）とは、
南都食糧株式会社

災害救助に必要な精米の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時等において精米を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の規定に基づき引き渡された政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という）のとう精及び乙の保有する精米の供給を要請することができるものとする。

2 前項の災害とは次のものをいう。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3）その他、生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（要請の方法）

第2条 甲は、前条の要請（以下「要請」という。）を別記様式1又は別記様式2により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要する際には乙に口頭で要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第4条 災害救助用米穀のとう精価格及び精米の取引価格は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第5条 精米の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し精米を確認の上、引き取るものとする。

2 乙は、前項の引渡場所に速やかに精米を輸送するものとする。

3 甲は、第1項の職員の派遣を市町村長に代行させることができるものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき決定された価格により、甲に請求書を提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出があったときは、速やかにとう精代金及び精米代金を乙に支

払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲及び乙は、それぞれの連絡先及び取扱担当者を定めるものとし、毎年相手方に対して、4月1日現在の状況を報告するものとする。但し、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに相手方に対し報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(期間)

第9条 この協定の期間は、平成28年8月3日から1年とする。ただし、協定期間の満了前相当の期間までに甲乙から何らかの申し出がないときは、新たに協定を締結するまでの間継続する。

この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月3日

甲 奈良市登大路町30番地
奈良県知事

荒井 正吾

乙 奈良市今市町78番地の1
奈良第一食糧株式会社
代表取締役社長

小泉 茂

乙 大和高田市本郷町11番14号
近畿食糧株式会社
取締役社長

水井 時也

乙 吉野郡大淀町下湊760番地の1
南都食糧株式会社
取締役社長

小川 正雄